

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

第1条 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第102条第1項中「第3条第1項」を「第3条」に、「受けている者」を「受けて同法第2条第2項第1号に掲げる営業を営む者」に改める。

第2条 岩手県県税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>（1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号イの総務省令で定めるもの</p>	<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例）</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p> <p>（1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号イの総務省令で定めるもの</p>

(ア) [略]

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ [略]

(2) [略]

3～8 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条

(ア) [略]

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ [略]

(2) [略]

3～8 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条

の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) [略]

3～5 [略]

の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) [略]

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日から施行する。

(調整規定)

第2条 この条例の施行の日が岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）附則第1条第4号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後である場合には、第1条中「第102条第1項」とあるのは、「第107条の15第1項」とする。